

(電子契約導入事業者向け説明会)

電子契約の導入について

令和6年12月19日

稲敷市行政経営部管財課

目次

- ・ 電子契約の導入について
- ・ 電子契約事務の流れについて
- ・ 電子契約事務の留意点について

質疑応答

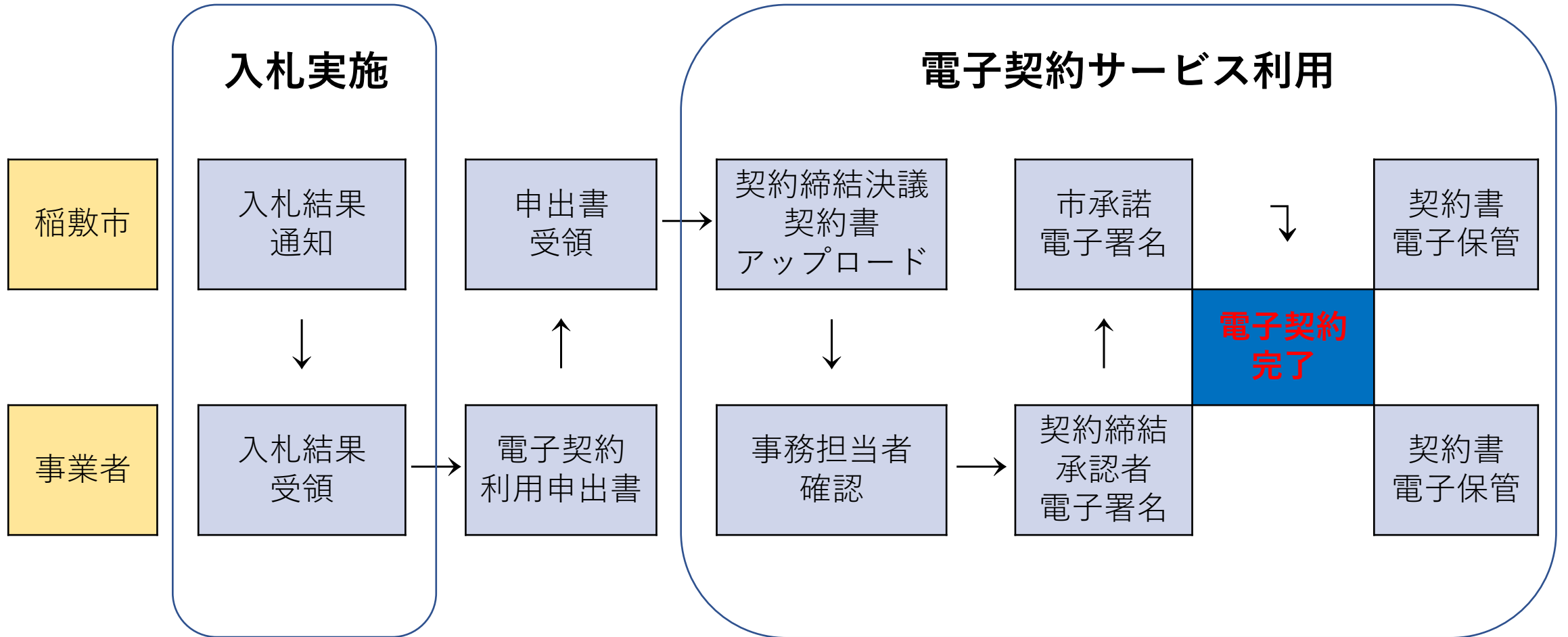
電子契約の導入について

○導入開始日 令和7年1月6日以降

○対象案件 一般競争・指名競争入札を実施する建設工事（130万円以上）及び建設コンサルタント委託（50万円以上）の契約について、電子契約を導入します。

※落札事業者が電子契約を希望しない場合は、従来どおり書面による契約となります。

電子契約事務の流れについて



電子契約事務の留意点について

様式第1号（第6条関係）

電子契約利用申出書

稲敷市と電子契約サービスを利用して行う契約を希望しますので、締結において利用するメールアドレスは、次のとおりです。

【確認者1】

契約締結承認者	役職		氏名	
メールアドレス				

【確認者2】 ※必要に応じて確認者を2名まで設定できますが、契約締結担当者が居ない場合には登録不要です。

契約締結担当者	役職		氏名	
メールアドレス				

稲敷市長 様

年 月 日

案 件 名

所 在 地
商号又は名称
代表者役職
代表者氏名

【留意事項】

- ※ 本書は押印不要です。電子メールにデータ添付のうえ提出してください。
- ※ 電子契約による契約は、紙の契約書による契約と契約条件・効力に相違はありません。
- ※ メールアドレスは誤りの無いよう、十分ご確認ください。
- ※ フリーメールアドレスの登録はできません。
- ※ 日付は作成日を記載してください。
- ※ 建設工事請負契約においては、次の条件に基づき、建設業法第19条第1項及び2項の規定による書面の交付に代えて電磁的措置を講ずる方法により実施することについて相互に承諾するものとします。なお、本承諾後であっても、電磁的措置を講ずる方法により実施することを撤回する旨の申出があった場合、申出以降の建設工事の請負契約については書面を交付することとします。
 - ①電磁的措置の種類
 - コンピュータ・ネットワーク利用の措置
 - ②電磁的措置の内容、ファイルへの記録の方式
 - 電子契約サービスを通じて、送信者がPDFファイル形式の書類をアップロードし、契約当事者が同意することにより、電子認証局サービスが提供する電子証明書を利用した電子署名を付加し、電子メール、サーバー上からダウンロード等により記録する方法等

・ 落札決定後、電子契約による契約を希望する事業者に電子契約利用申出書の提出をしていただく必要があります。メールでの提出をお願いします。

・ 落札の案件ごとに提出していただく必要があります。

・ 登録には、事業者のメールアドレスの登録が必須となります。メールアドレスが1つしかないなどの場合は、契約締結承認者のみで構いません。

・ フリーメールアドレスは使用できません。

※本様式は、市ホームページに公開予定です。

稲敷市からのお願い

電子契約を利用することにより、稲敷市だけではなく契約相手である事業者様の双方にメリットがあり、利便性向上及び業務負担の軽減が図れるものと期待しています。

◆電子契約のメリット

- ・コスト縮減（印紙代や郵送代が不要）
- ・契約手続きの短縮化（書類の手続きが無くなり、契約までの期間が短縮）
- ・業務の効率化（製本、押印、郵送等の作業時間が縮減）

積極的な活用につきまして、ご検討願いますようお願いいたします。